審査事務規程の一部改正（第５９次改正）について

【自動車検査等に係る改正及び審査方法の明確化 他】

独立行政法人自動車技術総合機構において、審査事務規程の一部改正がありましたので、お知らせいたします。改正内容につきましては、下記の審査事務規程よりご確認ください。

記

■改正概要

①道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正に伴う改正

- 事故情報測定・記録装置（ＥＤＲ）について、乗用車等の小型車に加え、大型車についても、協定規則第１６９号の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定。
- 乗車定員１０人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第１７０号の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定。
- 自動車には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定。

②自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定。

③その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正

以上

審査事務規程
https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/shinsajimukitei.html

プレスリリース
令和 6 年 9 月 20 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5ｔを超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]

○　乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]

○　自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]

2．自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]

3．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

令和 6 年 9 月 20 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5ｔを超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]

○ 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]

○ 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]

② 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 6 年 6 月 14 日国土交通省令第 66 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 6 年 3 月 29 日国土交通省告示第 269 号、令和 6 年 6 月 14 日国土交通省告示第 518 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

３．施行日

令和 6 年 10 月 1 日（1.（1）②の規定については令和 6 年 10 月 28 日）